

# 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年3月20日  
 京都府新型コロナウイルス  
 感染症対策本部  
 京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、7名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、4名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

## 1 陽性が判明した方の概要

陽性判明日：3月19日

府番号	所在地域等	年代	性別	発症日	現在の症状	検査日	判明している概要
9247	乙訓	20	女性	3月12日	咳、全身倦怠感、 味覚・嗅覚障害	3月17日	学生 府9213例目の接触者
9248	乙訓	40	女性	無症状	発熱、咳、咽頭痛	3月17日	会社員 府9213例目の接触者
9249	山城北	20	女性	3月18日	咳、鼻汁	3月19日	医療従事者 府9204例目の接触者
9250	山城北	20	女性	3月15日	発熱、鼻閉	3月19日	
9251	山城北	80	男性	3月16日	発熱、全身倦怠感、 関節筋肉痛	3月19日	無職 入院中
9252	山城南	40	男性	3月15日	発熱、頭痛、悪寒、 全身倦怠感、関節筋肉痛、 嗅覚障害、食欲低下、 鼻汁・鼻閉	3月19日	会社員
9253	南丹	40	女性	無症状	無症状	3月18日	会社員 府9230例目の接触者

## 2 退院及び入院勧告解除の状況

以下4名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

- ・9133例目（3月19日）
- ・9135例目（3月19日）
- ・9136例目（3月19日）
- ・9137例目（3月19日）



【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
  - ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
  - ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
  - ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
  - ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報保護の御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

療養者の状況（3月19日）

療養者数	うち重症者数※
101名	2名

※人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

PCR検査の状況（3月19日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
1,617件	9名	1.1%

本件に関する問い合わせ先 075-414-4723  
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先 075-414-5487